

# J A M 政策NEWS

2010年12月17日 第2011-12号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

## ハローワークの全国ネットワーク維持を確認

### 政府方針 地方自治体と国で協議しながら一体的に運営

菅直人首相が議長を務める「地域主権戦略会議」が12月16日に開かれ、JAMが緊急要請行動などで求めていたハローワークの国による一元的な組織体制を維持することを含む、「出先機関改革のアクションプラン」を確認しました。

アクションプランでは、地方自治体首長などが求めていたハローワークの地方自治体への委譲は見送られ、当面、希望する自治体と国が協議しながら一体的に運営する仕組みを導入していくことが示されました。

### ILO条約との整合性にも留意

アクションプランでは、自治体と国と協議によるハローワークの一体的な実施は3年程度行い、その成果を検証した上で「権限委譲について検討する」としています。しかし、その際に

はILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論などに留意すると明示されました。

ハローワークは、その主な業務である無料職業紹介事業や雇用保険給付について、国が一体的・一元的に行う必要があることから、連合が一貫して地方自治体への移管に反対しており、政労使の三者構成による労働政策審議会（厚労相の諮問機関）も過去2度にわたり反対の意見書をまとめていました。

また、JAM組織内参議院議員の津田やたろう議員も、政府方針の策定に至る民主党内の論議で、働く者の声を十分に聞いた上での方針策定を強く主張していました。

アクションプランの本文は、内閣府のホームページからご覧になれます。

<http://www.cao.go.jp/chiiki-shuken/kaigi/kaigikaisai/kaigidai09/9shiryu1.pdf>

## 3項目とも前進の結果！

### JAMの緊急要請行動

JAMが12月に入り中央・地方で展開した緊急要請行動は、未払賃金立替払制度の存続、

ハローワークの国による一元的な組織体制の維持、雇用・労働政策において政労使三者協議を求めるILO条約趣旨の遵守の要請3項目とも、政府により前進の結果が示されました（については、本紙前号・12月15日付11号を参照）。

JAMの行動は、12月1日の406議員を対象とした国会での行動に加えて、地方JAM執行委員長名による要請行動が約10日間で315の国会議員地元事務所に行われました。同様の要請行動は連合の各構成産別も展開していましたが、熱意のこもったJAMの行動が迅速かつ大規模であったことから、連合や国会内でも評判になっています。

